

廃棄物の有害特性に応じた排出方法

(社)全国産業廃棄物連合会「産業廃棄物処理受委託時の情報提供及び排出の基準」(平成 11 年 10 月)一部修正

(1) 爆発性を有するもの

爆発性とは、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力および速度でガスを発生することが可能なものをいう。

爆発性を有する廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出の徹底
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 衝撃防止および静電気防止
- 粉塵性のものについては、調湿等の粉塵防止
- 少量単位に小分け

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
顔料、トナー類	分別排出、加湿、飛散防止等
ピクリン酸等	少量単位に小分け
爆薬	不活性物質による希釈、小分け
スプレー缶、カセットボンベ類	分別単品排出
リチウム電池	接触防止、雨水にかからなような密閉処置

なお、このほかトリニトロベンゼンや危険物第 5 類に分類されるような物質を含有する廃棄物や、微細粉塵発生のおそれのある廃棄物が該当する。

(2) 引火性を有するもの

引火性とは、引火点が 70 度未満ものをいうが、特に処理の過程で問題となるものは、常温ないしそれに近い温度以下で引火性の蒸気を発生するものである。

引火性を有する廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 昇温防止および静電気防止

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
エーテル、エタノール等	分別排出、保冷車等による低温輸送
アセトン、メタノール等	(ローリー)窒素ガスシール、静電気防止等
低引火点溶剤類	(ドラム)過充填防止、密閉容器収納
低引火点溶剤含有汚泥	溶剤除去等安定化後排出

なお、このほか、二硫化炭素や揮発油等危険物第 4 類の特殊引火物や第 1 石油類に分類されるような物質を含む廃棄物が該当する。

(3) 可燃性のもの

可燃性とは、通常取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼または発火するか発火を助けるものをいう。

可燃性の廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 衝撃防止および静電気防止

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
赤りん	分別排出、加湿
金属マグネシウム	油(重質油等)含浸、小分け、密閉容器に収納
アルミニウム粉	油(重質油等)含浸等
油泥類	分別排出、反応性物質との混触防止
汚泥・廃プラスチック類等	分別排出、蓄熱性物質との混触防止

なお、このほか、危険物第2類に分類される物質を含む廃棄物が該当する。

(4) 自然発火しやすい物質を有するもの

通常の取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいものを含む廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 直射日光等による昇温防止
- 水封等による空気との遮断
- 少量単位に小分け

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
黄りん	空気に触れないように水封
アルキルアルミニウム	密封、窒素ガスシール等
硫化鉄	水封による安定化
廃活性炭	分別排出・失活処置後排出
塗料かす	密封
濃硫酸付着ウェス	水に浸し密閉容器収納
油ウェス	小袋に入れ密閉

なお、このほか、危険物第3類に分類される物質を含む廃棄物が該当する。

(5) 水と作用して引火性ガスを発生する物質を有するもの

水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすい廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 油封等による水との遮断

等の対策を施す。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
金属ナトリウム・カリウム	保護液(石油)で満たした容器に収納
カーバイド	分別排出、密閉容器収納
濃硫酸・発煙硫酸	注水禁の表示

なお、このほか、危険物第3類に分類される物質等が該当する。

(6) 酸化性を有するもの

それ自体には必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりする物質を有する廃棄物を排出する場合は、

- 分別排出
- 他の廃棄物(特に可燃性物質や還元性物質)との混合処理を避けるための考慮
- 加熱・衝撃防止

等の対策を施すこと。

硝酸塩や過塩素酸塩等の危険物第1類および過酸化水素等の危険物第6類に分類されるような物質を含む廃棄物が該当する。

(7) 有機過酸化物を含むもの

2価の O O の構造を含む有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行う物質である。

したがってこれらの特性を有する物質を含む廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮
- 加熱・衝撃防止
- 少量単位に小分け

等の対策を施すこと。

過酸化ベンゾイル等の危険物第5類に分類されるような物質(有機過酸化物)を含有する廃棄物が該当する。

(8) 毒性(急性)を有するもの

吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすい物質を含む廃棄物を排出する場合には、絶対に漏洩、流出、飛散等が起こることのない完全密閉容器を使用する等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
シアン化ナトリウム、シアン化カリウム	密閉容器収納、酸性物質との接触防止
シアン廃液	シアンガス発生抑制の為にアルカリ性にする
亜砒酸化合物	密閉容器収納

なお、このほか「毒物及び劇物取締法」で規制された毒・劇物またはこれを含む廃棄物が該当する。

(9) 感染性を有するもの

人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物を排出する場合には、容器のままの処理が前提となるので、

- 分別排出
- スプレー缶・廃溶剤・廃試薬・水銀体温計等の処理に悪影響を与えるものは絶対に混入しない
- その他「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」にしたがうなどの対策を施すこと。

(10) 腐食性を有するもの

腐食性とは、化学作用により、生態組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のある物質、漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のある物質をいう。

これらの特性を有する廃棄物を排出する場合には、

- 耐腐食性を有する容器に収納
- 絶対に漏洩流出飛散等の起こることのない完全密閉容器を使用等の対策を施すこと。

なお、これに該当するものとしては、次のような廃棄物が該当する。

フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シュウ酸等の有機酸、苛性ソーダ等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等。

(11) 毒性ガスを発生するもの

空気、水、太陽光等の作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質を含む廃棄物を排出する場合には、

- 絶対に漏洩流出飛散等の起こることのない完全密閉容器を使用
- 油封等による水や空気との遮断(接触禁)
- 他の廃棄物との混合処理を避けるための考慮

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
シアン廃液	シアンガス発生抑制のためアルカリ性にする
硫化ソーダ類、硫化物類	酸性物質との接触(混合)防止
塩化カルボニル類	密閉容器収納

なお、このほか有機塩素系溶剤を含む廃棄物が該当する。

(12) 毒性(遅発性又は慢性)を有するもの

吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼす物質を含む廃棄物を排出する場合には、絶対に漏洩、流出、飛散等の起こることのないような完全密閉容器を使用する等の対策を施すこと。

これに該当するものとしては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機不飽和化合物等の化審法特定化学物質及び化管法指定対象物質を含む廃棄物が該当する。

(13) 重合反応性を有するもの

重合しやすい物質を含む廃棄物を排出する場合には、発熱や固化を防ぐ為に、

- あらかじめ重合反応を終了させてから排出
- 重合反応防止剤等を添加し重合を抑止

等の対策を施すこと。

具体例

排出物質名	排出にあたっての処置
スチレンモノマー	重合防止剤の注入
イソシアネート	分別排出、密閉容器収納、内圧防止
ポリオール	分別排出

上記の他に、次の特性を有する廃棄物を排出する場合にも、注意が必要である。

(14) 生態毒性を有するもの

生態系に放出された場合に、生物濃縮や生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時または遅発性の悪影響を及ぼす恐れのある物質を含む廃棄物を排出する場合には、絶対に漏洩、流出、飛散等の起こることのないよう完全密閉容器を使用する等の対策を施すこと。

(15) 有害物質を生成するもの

廃棄物等を処理することにより、有害物質を生成する可能性を有する廃棄物は、生成が予測される有害物質についての情報を提示すること。

(16) 臭気刺激性を有するもの

臭気や刺激性を有する物質を含む廃棄物を排出する場合には、

- 分別排出
 - 少量単位での小分け
 - 絶対に漏洩流出飛散等の起こることのない完全密閉容器を使用
- 等の対策を施すこと。

これに該当するものとしては、メルカプタンやアンモニア等の「悪臭防止法」で規定された物質やホルマリン、ピリジン、フェノール等の不快臭や刺激臭を発生する物質がある。

(17) 共通事項

上記(1)～(16)の特性を有する物質を含む廃棄物を排出する場合には、特性や内容に関わらず特に次の事項について厳守すること。

- 運搬容器への内容物表示
- 取扱方法についての情報提示
- 漏洩・流出・飛散防止のための対策
- その他注意事項表示もしくは提示